

令和8年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(令和5年度～令和9年度)に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少をめざす。(令和8年は、86人以下。)
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間(2018年度から2022年度)中の死傷災害件数から5%以上の減少をめざす。(令和8年は、4,090人以下。)
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年は当計画の4年度目として、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和8年の労働災害発生状況(1～3月速報値)は、死亡者数が13人(前年同期比-9人、-40.9%)と大幅に減少している。このうち交通事故が8人(前年同期比-3人)と死亡者数の半数以上を占めている。

死傷者数は3,016人(前年同期比+150人、+5.2%)と増加しており、墜落・転落、転倒による災害が依然として多発している。また、動作の反動・無理な動作は509人(前年同期比+110人)と急増しており、墜落・転落災害や転倒とともに注視が必要である。

また、運送業においては熱中症による労働災害が多く発生している。令和7年速報値では死亡者数は1人(前年比-4人)と減少しているものの、死傷者数は272人(前年比+11人)となっており、令和3年以降増加し続けていることから、熱中症予防対策が喫緊の課題となっている。

このような陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たり、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年7月1日（水）から7月31日（金）までの1か月間を、令和8年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで

3 スローガン

「荷主と共有 現場のリスク 繋ぐ連携 無事故の環」

（令和8年度安全衛生標語 荷役部門最優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（厚生労働省・各労働災害防止団体主唱）を踏まえた取組を行うとともに、昨年6月に施行された改正労働安全衛生規則及び本年3月に厚生労働省により策定された「熱中症ガイドライン」等の履行確保のため、当協会が作成した「陸運業のための熱中症対策マニュアル」の周知及び同マニュアルを活用したセミナー等を開催するほか、公益社団法人全日本トラック協会と連携し、リーフレット・ポスター等の啓発物の配布及び新たに作成した緊急連絡先カードの携行の推進等、熱中症対策をより強力に推進する。
- (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国

各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、トラック荷台等からの墜落・転落及び転倒に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止担当者教育の実施など荷役労働災害防止対策を推進する。また、一定の荷役作業に必要な「積卸し作業指揮者」や「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」の選任及び作業計画作成の徹底を図る。

- (3) 死亡災害の発生件数が最も多い交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、特に近年増加傾向にある高年齢者の労働災害を防止するため本年2月に公示された「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知を図る。
- (4) 職場における安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図る取組として、「災害事例から学ぶ陸運業の労働災害防止対策セミナー」を実施し、会員事業場の安全衛生水準の向上を図る。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
 - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
 - ・陸運災害防指員会議等の開催
 - ・熱中症に関するリーフレット等の啓発物の作成及び配布
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底
 - 厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊

子等の啓発資料（別紙）を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、熱中症予防ポスター及びのぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・「熱中症の自覚症状がある作業員」や、「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制を整備するとともに、熱中症の重篤化防止措置の内容及び実施手順を策定し、関係作業員への周知を行う。また、熱中症ガイドラインを踏まえた取組の推進を行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター、熱中症予防ポスター及びのぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

別紙

リーフレット等（陸災防ホームページから取得可能）

【熱中症対策】

- STOP！熱中症クールワークキャンペーン
- STOP！熱中症 熱中症対策が義務化されます
- STOP!!熱中症 熱中症対策は事業者の義務です！
- 陸運業のための熱中症対策マニュアル
- 職場における熱中症対策の強化について（厚生労働省）
- 熱中症連絡体制表（例）
- 緊急連絡先カード

【計画・法令・規程】

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）
- 陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし
- 労働安全衛生規則等の一部改正のポイントとQ&A

【荷役災害対策】

- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし（令和5年3月改訂）
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に～
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 安全作業連絡書の活用を！
- 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- 「STOP！転倒災害」リーフレット
- その作業！作業指揮者は選任していますか？

【交通労働災害】

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 高齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き

【健康確保対策】

- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- ストレスチェックと結果活用をサポートは中災防に！！

DVD

- 「はい作業の安全」(DVD)
- 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)
- 「フォークリフトによる 安全な荷役運搬作業」(DVD)
- ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール (DVD)
- 「テールゲートリフターによる安全な荷役作業」(DVD)